

羽島市 に気象警報が、発表された時の対応

～【暴風・大雨・氾濫・大雪など】の警報～

【1】 <園児が登園する前にレベル3以上の警報が発表された場合>

区分	状 況	対 応
ア	◇警報が 解除されるまで	▶家庭で待機する。
イ	◇午前 7：30までにレベル3以上の警報が解除された場合	▶平常通りに登園する。 (8：30～9：30)
ウ	◇午前11：00までにレベル3以上の警報が解除された場合	▶解除後、2時間の間に登園する。 (安全確保を確認して)
エ	◇午前11：00以降にレベル3以上の警報が解除された場合	▶臨時休業（休園）とする。

*ただし、「警報は解除されたけれど、『依然として登園が危険』と感じる場合」は、『家庭での待機』という判断を自主的にお願いします。この場合、遅刻や欠席にはなりません。

*道路の損壊、橋の流失、家屋・樹木の倒壊など「状況が危険な場合」は、園として『休園』の判断をすることもあります。

*「給食の有無」については、その都度、羽島市教育委員会が判断します。

【2】 <園児が登園した後レベル3以上の警報が発表された場合>

▶警報が解除されるまで園内で待機とし、必要に応じて保護者への引き渡しとする。

*十分安全を確保したうえ、お迎えをお願いします。

【3】 <警報の発表が予想される場合>

※発表前（前日）に【休業（休園）・給食中止】など、羽島市教育委員会が判断する場合があります。「すぐーる」の配信に注意してください。

いずれも、「すぐーる」で 配信

～ご家庭でよく見えるところに掲示しておいてください～